

社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会役員等に対する報酬及び費用弁償の額ならびにその支給について定めることを目的とする。

(役 員 等)

第2条 前条に規程する役員等とは、次にかかげる者をいう。

- (1) 理事・評議員
- (2) 監事
- (3) 生活福祉資金貸付調査委員会委員
- (4) 各種委員会役員
- (5) その他会長が必要と認めた者

(報酬及び費用弁償額)

第3条 前条の規程にかかげる役員等の報酬及び費用弁償は、理事会、評議員会、会計調査、会計監査及び生活福祉資金貸付調査委員会その他委員会等に出席した場合に支給する。

2. 報酬は、那智勝浦町特別職の職員で非常勤の者の報酬(日額)及び費用弁償に関する条例を適用する。

ただし、会長に対する報酬は本項の規程にかかわらず、次の額を支給する。

会 長 年 額 5 7 6 , 0 0 0 円

3. 費用弁償は、前項にかかげる那智勝浦町条例を適用する。

4. ただし、本会の財務状況により本会会長が支給を決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。